

京極町公共施設照明設備LED化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 3 月

京極町教育委員会生涯学習課生涯学習係

京極町公共施設照明設備LED化事業公募型プロポーザル実施要領

1. 事業名

京極町公共施設照明設備LED化事業

2. 趣旨

この実施要領は、京極町（以下、「町」という。）が所有する複数の既存施設に設置されている照明器具について、リース手法を用いて、一括して省エネルギーである高効率のLED照明に改修するにあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

3. 実施概要

(1) 事業名 京極町公共施設照明設備LED化事業

(2) 事業内容

①設備導入に関する実施設計、施工、施工監理及び関連業務

②リース期間中における設備の維持管理業務

(3) 事業場所

北海道虻田郡京極町全域（仕様書内に記載する公共施設）

(4) 事業スケジュール

①設備導入工事期間：契約締結日から令和8年8月31日まで

②事業実績報告：令和8年8月31日まで

③リース期間：契約施設毎の工事終了の翌月から5年間（60か月）

(5) 提案上限金額

リース総額：60,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 留意事項

本事業は、契約候補者を選定するために行うものである。

また、本町の当初予算等の成立動向により、一部または全部を実施しない場合、または追加する場合がある。

提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではない。最終的な実施内容、契約金額については、本町と協議の上決定するものである。

4. 応募条件

(1) 応募者

①応募者は、次の業務を履行する能力を有する事業者で、複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）を構成しての応募も可能とする。

ア. 機器をリースする業務

イ. 工事及び管理を実施する業務

ウ. その他、業務遂行上必要な業務

- ②応募者の代表者は、町との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの構成は連携して業務遂行の責を負うものとする。
- ③参加表明時は、応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④設備導入工事及び維持管理等については、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- ⑤応募者の代表者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、契約候補者となった場合は契約等に係る諸手続きを行う。
- ⑥応募者は、次の役割を各構成員にて分担する。
 - ア. 町との契約等諸手続きを行い事業遂行の責を負う。
 - イ. 施工・メンテナンスや製品供給等の多様なサービスを提供する。

(2) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとし、これらの要件を満たすこととする。

- ①北海道内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有すること。
- ②応募者は、本提案募集の内容を十分に遂行できる体制と実績を持つものであること。
- ③応募者または構成員は、本募集と同様の自治体公共施設一括 LED 化事業で30自治体以上の実績を持っていること。
- ④応募者または構成員は、LED 工事实績が累積で 1,000 件以上あること。
- ⑤応募者は、各種対策によりエネルギー削減量を提案できる者であること。
- ⑥応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。
- ⑦リース期間中（5年間）、維持管理を行うことができ部品供給や代替照明器具の供給ができること。
- ⑧令和8年度京極町入札参加資格名簿に登録されていること。登録がされていない場合は、提案書の参加表明受付期限までに登録できること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者又は構成員になることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②提案書提出時において、町が措置する指名停止の処分を受けている者。
- ③京極町暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に該当している者。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てをしている者。
- ⑤国税、都道府県税及び市町村税について、納めるべき税金を滞納している者。

5. 契約事業者選定の流れ

(1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、「京極町公共施設照明設備LED化事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 日程（予定）

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（町HP掲載）	令和8年3月 9日（月）から
参加表明受付期限	令和8年3月 9日（月）から 令和8年3月23日（月）まで
質問提出期限	令和8年3月 9日（月）から 令和8年3月18日（水）まで
提案書の提出期限	令和8年3月30日（月）
プレゼンテーション実施（予定）	令和8年4月 7日（火）
契約候補者の選定	令和8年4月 7日（火）
審査結果公表	令和8年4月 8日（水）
契約事業者の選定 ※1	令和8年4月 9日（木）

※1 契約事業者の選定

契約候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、町との間で詳細協議を進めるものとする。

契約候補者は、町との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。

契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、契約候補者又は次点候補者の負担とする。

(3) 質問

①質問方法

【様式3】により電子メール又はFAXで、件名を「【質問書】京極町公共施設照明設備LED化事業（企業名）」とすること。

なお、質問書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

②提出先

京極町教育委員会生涯学習課生涯学習係

メール：syakyo@town-kyogoku.jp 電話：0136-42-2700 FAX：0136-42-2002

③質問受付期間

令和8年3月18日（水）午後5時00分 まで

④質問への回答

令和8年3月19日（木）16時00分以降に京極町ホームページに回答を掲載（質問者名は除く）し、質問事項が重複していると町が判断したものは、整理して回答する。

質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに関係のない内容、または、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

6. 参加表明書及び提案書の提出について

応募者又は応募者の構成員は、以下のア～オの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを8部（正本1部、副本7部）提出すること。

(1) 参加表明書

①提出書類

ア. 参加表明書【様式1】（応募者の代表者）

イ. 構成企業届【任意様式】（グループの場合のみ）

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ. 企業概要【任意様式】（リース会社のみ）

会社名、代表者名、所在地、電話番号、資本金、従業員数、設立年、事業内容、その他

エ. 同種同業務実績調書【様式2】

オ. その他（リース会社のみ）

a 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3か月以内の商業登記簿謄本の写し

b 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）

c 業務内容がわかるパンフレット等

d 直近1年間の納税証明書

e 委任状（支店・営業所の長に契約締結等の権限委任の場合）

f 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）の写し

②提出期限

令和8年3月23日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。）

(2) 提案書

①下記書類【任意様式】

ア. 事業実施方針

イ. 公共施設照明設備LED化計画及び維持管理に関する提案

ウ. LED機器に関する提案

エ. 事業工程表

オ. 事業費積算書

提案にあたり、本事業で使用する機器については、公共施設の照明設置状況を理解した上で、場所ごとに必要となる明るさを確保できる器具を選定し、使用する機器の生産能力及び供給体制、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容等について、A4版で記載すること。

②提出期限

令和8年3月30日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。）

(3) 作成要領

①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントを用い、11ポイント以上とすること。

②各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

③用紙の大きさは、A4版又は A3版（A3版は A4版折込）で綴じたものとする。

④現場確認等を行わず、ホームページ上で公開する図面等を参考に積算のうえ、提案書を作成す

ること。

⑤見積額は図面から算定すること。図面は参加申込者にデータで開示する。図面中にある非常照明、誘導灯または構内灯などについては、企画提案時点ではLED化の対象外とする。ただし、受託候補者選定後の現場確認により、LED化を実施する場合がある。

⑥各施設の図面が古い若しくはない場合には既存器具のデータを参考に積算すること

⑦建設当時の図面等から数量を算出するので、数量や設置してある器具については、現地調査をした後に変更となる場合がある。

⑧電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、既存器具データを参考とし、次の3点を基本に積算すること。

ア. 北海道電力業務用電力、従量電灯にて積算

※最新の単価等が示されている場合は、その旨記載すること

イ. 再生エネルギー促進賦課金を加算

ウ. 燃料費調整額を含めずに積算

エ. 北海道電力発電 CO2 排出係数（2023年度実績を使用）

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達確認ができるもの）

(5) 提出先

〒044-0101 北海道虻田郡京極町字京極527番地

京極町教育委員会生涯学習課生涯学習係

電話：0136-42-2700 FAX：0136-42-2002

(6) 参加を辞退する場合

応募者が「京極町公共施設照明設備LED化事業」公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年3月30日（月）までに辞退届（任意様式）を提出すること。

7. 選考方法

(1) 評価について

評価については、提出された企画提案書をもとに選定委員会にて総合的に評価し、契約候補者及び次点候補者を選定する。

(2) 評価基準

評価は、企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を元に判断し、別紙「京極町公共施設照明設備LED化事業」提案書評価基準に基づき採点を行うものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

①選定委員会において、提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。

②プレゼンテーションの日程は、令和8年4月7日（火）を予定とし、時間及び場所については、提案者へ電子メールで通知する。

③プレゼンテーションの方法は、選定委員会委員に対しての提案説明（30分以内）、選定委員会委員から提案者に対する質疑と応答（15分程度）を提案者ごとに行う。

④プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡すること。

⑤提案者が1者の場合等、プレゼンテーションの実施を必要としないと認めたときは、参加表明書及び提案書を用いた書類審査によることができることとする。

⑥提案者が1者であった場合でも、本業務における業者選定は有効であるものとし、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(4) 選考結果

選考結果については、選考後速やかに応募者全員に文章で通知する。また、町のホームページにて、契約候補者及び次点候補者名を発表する。

選定結果の内容に対するによる問い合わせ等には一切応じない。

なお、応募者が1者の場合、書類選考のみで契約候補者を決定する場合がある。

8. リース期間終了時の取り扱い

リース期間終了後、契約事業者の設置した設備の所有権は、町に無償（手続きに係る費用も含む）で譲渡することとする。

9. 契約締結

契約は、契約候補者と随意契約により締結するものとし、契約等に関する事務手続きは町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

10. 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

①費用負担

応募に関するすべての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

②提出書類の取り扱い

ア. 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ. 提出書類は返却しない。

ウ. 町、応募者に無断で「京極町公共施設照明設備LED化事業」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはしない。

ただし、京極町情報公開条例により、第三者から情報公開の請求があった場合は提出された書類を公開する場合がある。

③特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護された第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④町からの提供書類の取り扱い

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

⑥構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、代表事業者以外の構成員の変更の場合は、町と協議を行い、町がこれを認めた場合はこの限りではない。なお、この場合でも参加資格確認申請時点で応募者の資格要件を満たしているものとする。

⑦提出書類について

町の指示によらない提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。

⑧提出期限の問い合わせには応じない。

⑨郵便、電子メール等の通信事故については、町は一切の責任を負わない。

(2) 評価、選定に関する留意事項

①次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、場合によっては指名停止処分とする。

ア. 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合。

イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ウ. 本実施要領に違反すると認められた場合。

エ. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の構成な進行を妨げた場合。

オ. 京極町公共施設照明設備LED化事業の見積金額が提案上限を超えている場合。

②必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

③審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(3) 事業実施に関する留意事項

①誠実な業務遂行

ア. 契約事業者は、実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、町との間で誠意をもって協議すること。

ウ. 業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

②事業契約期間中の事業者との関わり

契約事業者は、事業者の責により事業を遂行する。町は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③事業の継続が困難となった場合における措置

ア. 契約事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、町は契約事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、契約事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、町は契約事業者との契約を解除することができるものとする。

イ. 契約事業者が倒産し又は契約事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、町は契約事業者との契約を解除することができる。

ウ. 上のア又はイにより契約を解除した場合には、契約事業者は町に生じた損害を賠償しなければならない。

エ. 不可抗力その他、町又は契約事業者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、町と契約事業者は事業継続の可否について協議する。